



宮城ヘルシー2012 ふるさとスポーツ祭 町内大会開催!

平成24年7月29日(日)ヘルシー町内大会を開催します。

当日は、午前8時30分から七ヶ宿中学校体育館で開会式を行い、その後、各会場にわかれて競技を行います。スポーツで、すがすがしい汗を流し、心身ともにリフレッシュしましょう。

大会への出場については、各地区社会体育推進員にお問い合わせください。皆さんふるってご参加下さい。

【種目等の案内】

種目	会場
開会式・家庭バレーボール	七ヶ宿中学校体育館
ソフトボール・ペタンク	町民グラウンド
グラウンドゴルフ	七ヶ宿公園

お問い合わせ：
教育委員会 ☎37-2112

白石刈田地区の休日診療は、平成元年から在宅当番医制でスタートさせ、白石歯科医師会の会員が輪番制で、各診療所で実施してきました。開始当初から「将来はセンター方式の休日診療を目指す」という考えがありました。これは、近年の歯科診療所の増加による当番医の広域化などの問題や、地域住民の利便性を第一に考えた結果で、白石市をはじめとする行政の協力を得て、センター方式の「白石市歯科休日診療所」を平成14年3月31日に開設しました。受診者数は毎年300から350人で、その約9割が白石刈田地区の住民です。

診療所は休日救急医療のほかに、現在「歯周病検診」や「妊婦歯科健診・相談」、介護予防事業の一つである「お口の相談室」などの歯科保健事業にも利用されています。

東日本大震災時は、停電で十分な機能を果たすことができません

「白石市歯科休日診療所」が10周年!! 休日の安心を私たちが守ります

白石刈田地区の休日診療は、平成元年から在宅当番医制でスタートさせ、白石歯科医師会の会員が輪番制で、各診療所で実施してきました。開始当初から「将来はセンター方式の休日診療を目指す」という考えがありました。これは、近年の歯科診療所の増加による当番医の広域化などの問題や、地域住民の利便性を第一に考えた結果で、白石市をはじめとする行政の協力を得て、センター方式の「白石市歯科休日診療所」を平成14年3月31日に開設しました。受診者数は毎年300から350人で、その約9割が白石刈田地区の住民です。

歯や歯肉に痛みがある方はもちろんのこと、詰め物や冠がとれてしまった方、義歯が壊れた方、口の中に外傷を負った方など、気軽に歯科休日診療所を受診して下さい。

【白石市歯科休日診療所】

できるだけ事前に電話をしてからご来院ください。応急処置が主体になりますので、後日、必要に応じてかかりつけの歯科医の処置を受けてください。ご来院の際は、保険証やお薬手帳などをお持ちください。

●開所日 日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)

●時間 午前9時～午後5時

●場所 健康センター2階

●お問い合わせ

白石市休日診療所

☎0224-2514744

平成24年度 国民年金保険料の免除申請について

所得が少ないなど、国民年金保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予されます。免除を受けずに保険料を未納にすると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受けることができない場合があります。

平成24年度(平成24年7月～平成25年6月)の免除等の受付は、7月1日から開始されます。7月中に限り、23年度(平成23年7月～平成24年6月分)についても免除申請できますので、申請を希望される方はお早めに保健福祉課窓口または年金事務所へお越しください。

全額免除制度

【保険料の全額(14,980円)が免除】

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2として計算されます。(保険料額は平成24年度の額)

☆全額免除となる所得の「めやす」

前年所得が
(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
の範囲内であること

※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

一部免除(一部納付)制度

【保険料の一部を免除、残りの保険料は納付】

- ・4分の3免除 (納付額3,750円)
→将来受け取る年金額：**全額納付の5/8**
- ・半額免除 (納付額7,490円)
→将来受け取る年金額：**全額納付の6/8**
- ・4分の1免除 (納付額11,240円)
→将来受け取る年金額：**全額納付の7/8**

☆一部免除となる所得の「めやす」

- ・4分の3免除→ **78万円+控除額**
- ・半額免除→ **118万円+控除額**
- ・4分の1免除→ **158万円+控除額**

※控除=扶養親族等控除+社会保険料控除

【手続きに必要なもの】

- ①印鑑
- ②雇用保険受給資格者証など、失業していることを確認できるもの(退職した方)
- ③前住所地の所得証明書(平成24年1月2日以降に転入された方)

※②③については、配偶者および世帯主の分も必要です。

※前年に失業等を理由とした特例による免除申請をした場合でも、今年度も申請書の提出が必要となります。

▷お問い合わせ

保健福祉課 ☎37-2114 担当：森

又は、大河原年金事務所(お客様相談室) ☎0224-51-3112

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

休日に急な歯の痛み!? そんな時は「白石歯科休日診療所」にお任せ!